

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(保険料率)</p>	<p>(保険料率)</p>
<p>第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 次のいずれかに該当する者 70,930円</p>	<p>(6) 次のいずれかに該当する者 70,930円</p>
<p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(7)～(10) (略)</p>
<p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,760円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,130円</u>とする。</p>
<p>(加える)</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,130円」とあるのは、「37,010円」と読み替えるもの</p>

(加える)

～略～

とする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,130円」とあるのは、「44,720円」と読み替えるものとする。

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第6条第2項から第4項までの規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。